

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 合格証明書 発行申請マニュアル

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格者（以下合格者）を採用する法人は、合格者と連携し、以下の手順で「合格証明書」の発行申請を行ってください。

- 手順1** 合格者に対して採用選考を行い、双方で雇用契約を結んでください。
- 手順2** 合格者より以下のいずれかを入手してください。
■受験票（合格者の受験番号と氏名が記載されているもの）
■合格通知メール（合格者の受験番号と氏名が記載されているもの）
- 手順3** 当協会ホームページより「合格証明書申請フォーマット（エクセルデータ）」をダウンロードし、必要事項を入力のうえ当協会下記メールアドレスまで添付にて送付してください。その際のメールの件名は「合格証明書発行申請」としてくださいますようお願い致します。
■URL <https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>
■mail tokuteiginou@j-bma.or.jp
- ※「合格証明書申請フォーマット」にて個人情報取扱いに関する同意確認をしますので、事前に合格者に同意を得てください。
- 手順4** 当協会にて送付いただいた「合格証明書申請フォーマット（エクセルデータ）」の内容を確認し、受理された場合のみ受付完了のメールを返信致します。受付完了メールに添付される「払込連絡票（ワードデータ）」に記載された内容に沿って、郵便局に備え付けられた青い「払込取扱票」で発行手数料を納付してください。
■合格証明書発行手数料 14,300円（税込）/1名【振込手数料はご負担ください】
- ※不備不足があった場合、当協会から連絡をさせていただく場合がございます。
- 手順5** 納付時に郵便局より返却される「払込金受領証」を「払込連絡票」に貼付し、必要事項を記入のうえ当協会までFAXにて送付してください。
■FAX 03-3805-7561
- 手順6** 当協会にて「払込連絡票」の確認でき次第、申請された宛先へ「合格証明書」を送付いたします。
- 注意点**
- ・合格証明書の有効期限は、合格証明書の発行日から10年間です。
 - ・合格証明書の再発行は、1回に限り受け付けます。ただし、合格証明書の発行日から10年に満たない時点で申請があった場合に限りです。

合格証明書の交付に関する手順は以上です。手数料納付後、1～2週間以内に発送します。合格証明書交付以降の手続きについては、出入国在留管理庁にお問い合わせください。

※当試験制度の都合上、法人に対して合格証明書を発行しますが、合格証明書は合格者本人に帰属します。合格者本人から合格証明書の取扱いについて要望があった場合はそれに従ってください。

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 合格証明書発行の流れ

